
会 議 資 料

令和 3 年度 第 1 回社会福祉審議会障害者福祉専門部会

日時:令和 3 年 7 月 13 日(火)10:00～

場所:恵庭市民会館 2 階 大会議室

【 審 議 事 項 】

(1) 恵庭市障がい児通所支援利用者負担金助成事業
について

恵庭市障がい児通所支援利用者負担金助成の見直し（案）

1. 事業の概要【恵庭市障がい児通所支援利用者負担金助成要綱（平成 20 年 3 月 27 日実施）】

平成 18 年 4 月から障害者自立支援法が施行され、サービスの利用者負担額が原則 1 割となり、平成 19 年度からは、国において、上限負担額の引き下げ等【表①】が講じられることとなった。

これまで利用負担なく利用していた児童デイサービス（平成 24 年 4 月より児童通所支援）の利用者のうち、国の利用者負担額軽減措置の適用を受けない低所得者のため、平成 19 年度から市の単独事業として、住民税所得割が 2 万円未満の世帯に対し、その世帯が負担した自己負担額全額を市が助成する事業を開始しました。

※平成 24 年 4 月 児童デイサービスは、児童福祉法に基づく児童発達支援に再編。
（児童発達支援、放課後等デイサービス、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援）

2. 負担軽減制度の推移

平成 18 年	障害者自立支援法が施行され、サービス利用が原則 1 割負担
平成 19 年	国において上限負担額の引き下げ 市独自の負担金助成の開始
平成 22 年	国の低所得者負担額見直しの実施
平成 26 年	多子軽減制度の開始 市民税課税世帯のうち、就学前児童の第 2 子以降の負担額の軽減
平成 28 年	多子軽減制度の拡大 市民税所得割合算額が 77,101 円未満の世帯について、子どもの年齢を問わず(未就学児に限らず)第 2 子以降の負担額の軽減
令和元年	3 歳から就学前児童の児童発達支援等の利用者負担が無償化

【表①】

所得区分	H18 年	H19 年度	H22 年 4 月～
生活保護世帯	0 円	0 円	0 円
低所得世帯 1 (非課税年収 80 万円以下)	15,000 円	3,750 円	0 円
低所得世帯 2 (非課税年収 80 万円以上)	24,600 円	6,150 円	0 円
一般世帯 1 (市民税所得割額 28 万円未満)	37,200 円	9,300 円 (市民税所得割 10 万円未満)	4,600 円
一般世帯 2 (市民税所得割額 28 万円以上)		37,200 円	37,200 円

本要綱制定当時、国の利用者負担軽減措置を受けることができない低所得者

3. 障がい児通所支援利用者負担金助成申請数の推移

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
障がい児通所支援利用者負担金助成事業申請者	17 名 (7.7%)	9 名 (3.6%)	8 名 (3.3%)	12 名 (4.2%)	7 名 (%)
決算額	297,475 円	331,702 円	280,100 円	497,341 円	187,827 円
対象サービス全体の利用者数 (人/月)	218	250	239	281	集計中

4. 事業廃止に向けた検討結果

本事業は、平成 18 年 4 月障害者自立支援法が施行され、平成 24 年 4 月の児童福祉法への再編を経てから 15 年が経過し、この間、国における低所得世帯に対する負担軽減制度が段階的に整備され、平成 22 年度以降は市民税非課税世帯の利用者負担はなくなり、課税世帯においても多子軽減や 3 歳から 5 歳児に対する負担額の無償化が進められました。

また、本事業の対象となる所得割額の算定については、所得控除の活用による影響に左右されることもあり、受益者負担の公平性を確保するうえでも、今後は、国の示す所得の区分を適用することとし、本事業については、令和 3 年度をもって廃止とする。

5. 今後のスケジュール (案)

令和 3 年 7 月 13 日	社会福祉審議会「障がい者福祉専門部会」
9 月	常任委員会報告
10 月～	助成対象者へ周知・説明
3 月	社会福祉審議会「児童福祉専門部会」へ報告
3 月	社会福祉審議会へ報告
令和 4 年 4 月	事業廃止

【 報 告 事 項】

(1)えにわ障がい福祉プランの取組状況について

①恵庭市障がい福祉計画の取組状況

第4章 第6期恵庭市障がい福祉計画

1. はじめに

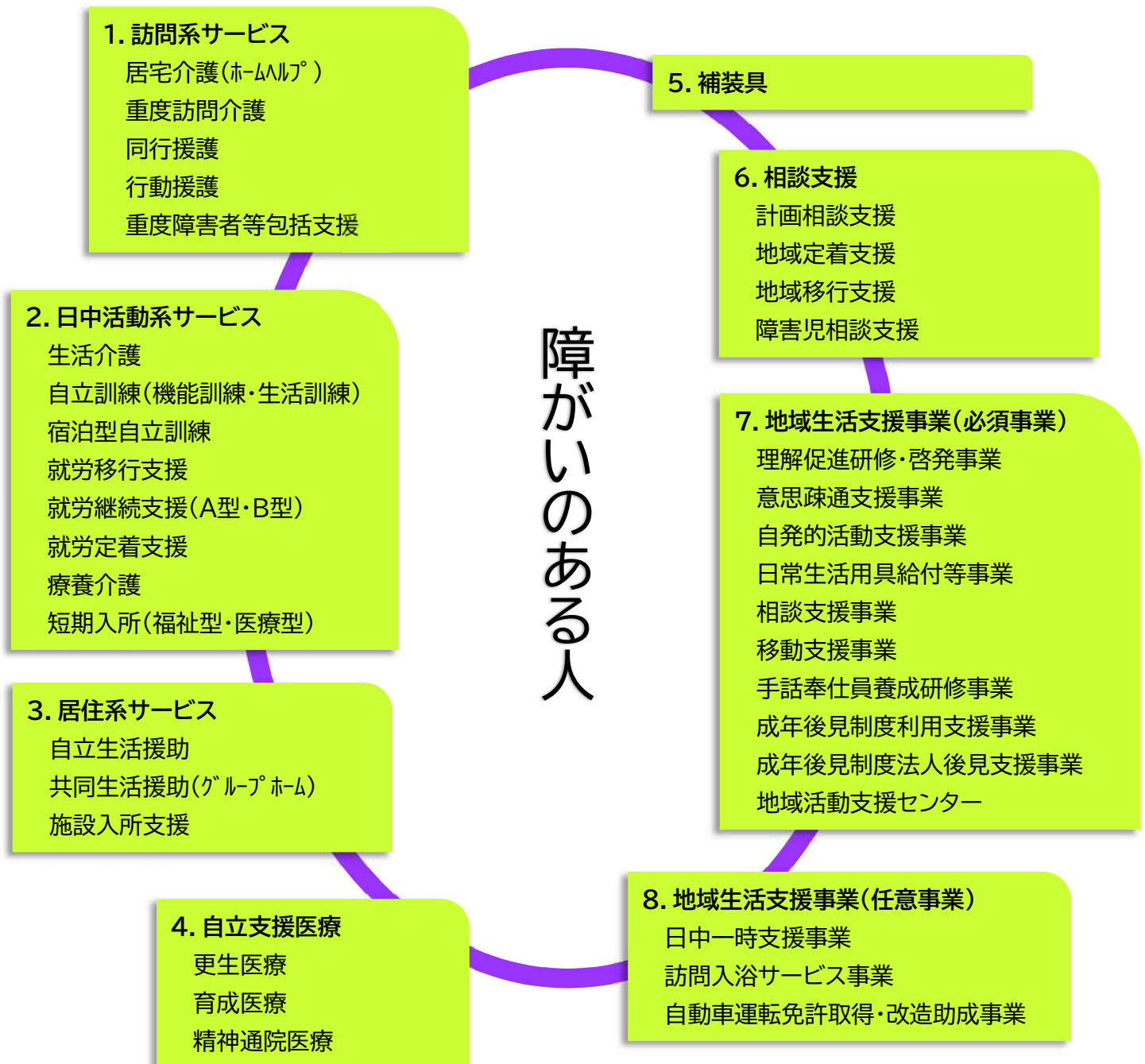
障害者総合支援法第88条の規定に基づき、国が示す基本指針に沿い、「第6期恵庭市障がい福祉計画」を策定します。

第7期恵庭市障がい者福祉計画の理念を実現するために、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業に関して、どのように実施していくかを明らかにして、障害福祉サービス等の各年度における見込量やサービス提供体制の確保方策等を示します。

2. 障がい者支援サービス体系

障がいのある人に対する支援サービスは、障害者総合支援法及び児童福祉法に定める障害福祉サービスを表します。これらのサービスは、障がいのある人の自立を支援することを目的に、利用者に対して個別に必要な給付をする「自立支援給付」と、利用者の状況に応じ市町村の創意工夫により実施する「地域生活支援事業」から構成されています。

■ 障がい者支援サービス体系 ■



3. 障害福祉サービス等の提供体制に係る目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針に基づき、令和5年度を目標年度とし次の目標を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

●国の基本指針等

基本指針では、令和5年度末時点で令和元年度末の施設入所者数の6%が地域生活へ移行すること、また令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上減少させることを目標としています。

●恵庭市

【現状】

市内には施設入所支援事業所は1か所あり、施設入所支援の利用者は平成27年度は97人で、令和元年度は89人となっており、減少傾向にあります(1年間で約2.1%の減少)。施設入所者等の地域移行支援の利用者は平成27年度は1人で、令和元年度は利用がなく、年平均で約1人となっています。また、地域の受入側としての共同生活援助(グループホーム)の利用者は、平成27年度は75人で、令和元年度は90人となっており、増加傾向にあります(1年間で5%の増加)。

【目標】

本市では、国の基本指針の目標に合わせて、自宅やグループホームなどへの地域生活移行者数は、令和5年度末時点で5人(令和元年度末の施設入所者の6%)とすることを目標とします。なお、現行の計画で定めた数値目標は9人で、令和2年度末は6人の見込みとなり3人が未達成となりますが、現状の推移などを考慮し、未達成分は次期計画には含めないものとします。また、施設入所者数の削減数については国の基本指針の目標に合わせて、令和5年度末時点で1人(令和元年度末の施設入所者の1.6%)とすることを目標とします。

第5期恵庭市障がい福祉計画【実績値】

項 目	数 値	備 考	実績
平成28年度末の入所者数(A)	95人		—
①平成32年度末の地域生活に移行数(B)	9人	(A)の9%	5人
②平成32年度末施設入所者の減少見込数(C)	2人	(A)の2%	4人

第6期恵庭市障がい福祉計画【目標値】

項 目	数 値	備 考
令和元年度の入所者数(A)	89人	
①令和5年度末時点での地域生活への移行者数(B)	5人	(A)の6%
②令和5年度末時点での施設入所者の減少見込数(C)	1人	(A)の1.6%

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

●国の基本指針等

国では、精神障がいのある人とその家族が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム※22」の構築を推進することとしています。その具体的な目標として、精神障がい者の精神病床からの退院後一年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とし、精神病床における1年以上長期入院患者数を設定することとしています。また、精神病床における早期退院率を設定しており、入院後3か月時点の退院率は69%以上、入院後6か月時点の退院率は86%以上、入院後1年時点の退院率は92%以上としています。

●恵庭市

【現状】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場は令和2年度に恵庭市障がい者地域自立支援協議会において専門プロジェクトとして設置しています。

【目標】

本市では、国や北海道の動向を注視するとともに、現状などを考慮して、令和5年度末までの間で、協議の場を年1回行うことを目標とします。なお目標の項目である「退院後一年以内の地域における平均生活日数」「一年以上長期入院患者数」「早期退院率」については、北海道での設定になります。

第5期恵庭市障がい福祉計画【実績値】

項 目	目 標	実 績
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	平成32年度末までに設置	令和2年度末に設置
精神障がいにかかる長期入院患者の地域生活への移行に伴う基盤整備量(利用者数)	平成32年度末で7人	令和2年度末で0人

第6期恵庭市障がい福祉計画【目標値】

項 目	目 標
①保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	年1回以上
②保健・医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	20人
③保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回以上

項 目	見 込 量		
	R3	R4	R5
①精神障がい者の地域移行支援	1人	1人	1人
②精神障がい者の地域定着支援	1人	1人	1人
③精神障がい者の共同生活援助	2人	2人	2人
④精神障がい者の自立生活援助	1人	1人	1人

(3)地域生活支援拠点等有する機能の充実

●国の基本指針等

国では、各市町村又は各圏域に、障がいのある人の高度化・重度化や「親亡き後」にも対応できるよう、居住支援機能や地域支援機能などを備えた「地域生活支援拠点」を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証や検討することとしています。

●恵庭市

【現状】

地域生活支援拠点は札幌市が整備したことにより、札幌障がい保健福祉圏域に1か所整備されています。また、事業所アンケート調査では、地域生活支援拠点に関連する施設の整備の予定として、居住支援機能を持つ施設は3事業所が検討中、相談支援機能を持つ施設は2事業所が検討中・整備予定、体験の機会・場の提供の機能を持つ施設は3事業所が検討中・整備予定、緊急時の受入・対応の機能を持つ施設は4事業所が検討中との状況となっています。

【目標】

本市では、国や北海道の動向を注視するとともに、現状などを考慮して、令和5年度末までの間で、恵庭市障がい者地域自立支援協議会などで、機能や体制などの検討を年1回行うことを目標とします。

第5期恵庭市障がい福祉計画【実績値】

項 目	目 標	実 績
地域生活支援拠点の整備	平成32年度末までに札幌圏域に少なくとも1か所	令和2年度に札幌市(札幌圏域)で整備

第6期恵庭市障がい福祉計画【目標値】

項 目	目 標
機能や体制などの検討の実施回数	恵庭市障がい者地域自立支援協議会などで年1回

(4)福祉施設から一般就労への移行等

●国の基本指針等

国の基本指針では、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する人の目標値について、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることとしています。そのうち、就労移行支援事業については令和元年度の一般就労への移行者数の1.30倍以上、就労継続支援A型については令和元年度の一般就労への移行者数の1.26倍以上、就労継続支援B型については令和元年度の一般就労への移行者数の1.23倍以上としています。

また、障がいのある人の一般就労への定着も重要であるため、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち7割が就労定着支援事業を利用することとし、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることとしています。

●恵庭市

【現状】

市内には就労移行支援事業所は2か所、就労継続支援A型事業所は1か所、就労継続支援B型事業所は11か所となっています。就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数は平成28年度は13人で、令和元年度は12人となっており、横ばいの傾向にあります。令和元年度の一般就労への移行者数の内訳は、就労移行支援事業は6人、就労継続支援A型事業は2人、就労継続支援B型事業は4人となっています。また、就労定着支援事業の令和元年度の利用者数は2人であり、市内には就労定着支援事業所はない状況です。

【目標】

本市では、現状の推移などを考慮し、国の基本指針の目標に合わせて、就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数は令和5年度までに15人(令和元年度実績12人の1.27倍)とすることを目標とします。このうち就労移行支援事業を通じた移行数は8人(令和元年度実績の1.3倍)、就労継続支援A型事業を通じた移行数は2人(令和元年度実績の1.26倍)、就労継続支援B型事業を通じた移行数は5人(令和元年度実績の1.23倍)とすることを目標とします。本市では、現状の推移などを考慮し、国の基本指針の目標に合わせて、就労定着支援事業の利用者数は11人(令和5年度における就労移行支援事業所を通じた一般就労への移行者数の7割)とすることを目標とします。

なお、就労定着支援事業の就労定着率については、市内に就労定着支援事業所がないことから、目標値は設けないこととします。

第5期恵庭市障がい福祉計画【実績値】

項 目	数 値		目 標 値	実 績
①平成28年度の一般就労者数	13人	▶	平成32年度 20人	令和元年度※ 12人
②平成28年度就労移行支援事業の利用者数	22人	▶	平成32年度(令和2年度) 27人	令和2年度 30人

第6期恵庭市障がい福祉計画【目標値】

○一般就労への移行者数に関する目標

項 目	数 値		目 標 値
①令和元年度の一般就労への移行者数	12人	▶	令和5年度 15人
②令和元年度就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	6人	▶	令和5年度 8人
③令和元年度就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	2人	▶	令和5年度 2人
④令和元年度就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	4人	▶	令和5年度 5人

○就労定着支援事業に関する目標

項 目	数 値	備 考
令和5年度の一般就労への移行者数(A)	15人	
令和5年度末時点での就労定着支援事業の利用者数(B)	11人	(A)の7割

(5)相談支援体制の充実・強化等

●国の基本指針等

国では、相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することとしています。

●恵庭市

【現状】

市内には恵庭市障がい者総合相談支援センターは1か所あり、相談支援事業として、障がい者相談支援事業、相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業を実施しています。

【目標】

本市では、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みとして、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化(相談支援機能強化事業等)の実施体制を継続して確保していくことを目標とします。

【目標値】

○総合的・専門的な相談支援に関する目標

項 目	目 標	備 考
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み	実施	恵庭市障がい者総合相談支援センターにおいて総合的・専門的な相談支援を実施する

○地域の相談支援体制の強化に関する目標

項 目	目 標
①地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	年3件以上
②地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	年3件以上
③地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	年2回以上

(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

●国の基本指針等

国では、障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすため、都道府県及び市町村の職員は障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がいのある方が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検討していく必要があるとしています。

●恵庭市

【現状】

障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業所が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供されることが求められています。また、障害支援区分※²³を適切に認定するため、北海道が実施する研修会に市担当職員が参加しています。

【目標】

障害福祉サービス等の質を向上させるため、北海道が実施する障害福祉サービス等にかかる研修やその他の研修に市担当職員が各年1名以上参加することを目標とします。

【目標値】

項 目	目 標
北海道が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への市担当職員の参加人数の見込	年1名以上

4. 障害福祉サービス等の実施状況及び見込量

前計画期間における障害福祉サービス等の利用実績を分析し、各年度における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の事業区分ごとの必要な見込量を定めます。

(1) 訪問系サービス

居宅介護(ホームヘルプ)

居宅で、入浴、排せつ、食事の介護や調理、掃除等の家事援助、並びに生活等に関する相談及び助言を行います。

主な利用者／障害支援区分が「区分1」以上

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数(人/月)	51	52	69	51	51	51
利用時間数(時間/月)	528	581	626	543	543	543

重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障がいにより常に介護を必要とする人に対し、居宅で身体介護や生活援助及び移動中の介護を総合的に行います。

主な利用者／障害支援区分が区分4以上であって、次のいずれかに該当する人

- ① 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている人
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である人

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数(人/月)	1	1	2	1	1	1
利用時間数(時間/月)	569	630	692	799	879	967

同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出先での必要な援助を行います。

主な利用者／独自の評価指標である同行援護アセスメント票の基準を満たす、視覚に障がいがあり、移動に著しい困難を有する人

	利用実績			見込量		
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数(人/月)	12	11	18	9	8	7
利用時間数(時間/月)	127	133	95	122	122	122

行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する場合に、危険を回避するための必要な援護、外出介護を行います。

主な利用者／障害支援区分が「区分3」以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である人

	利用実績			見込量		
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数(人/月)	6	11	9	22	26	31
利用時間数(時間/月)	34	39	30	58	70	84

重度障害者等包括支援

重度障がいがある人に、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的にを行います。

主な利用者／障害支援区分が「区分6」であって、次のいずれかに該当する人

- ① 四肢に麻痺等があり、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がいのある人
- ② 四肢に麻痺等がある、最重度の知的障がいがある人
- ③ 障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が10点以上である人

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数(人/月)	0	0	0	1	1	1
利用時間数(時間/月)	0	0	0	80	80	80

(2)日中活動系サービス

生活介護

常時介護を必要とする人に、福祉施設において主に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

主な利用者／常時介護が必要な障がいのある人で、障害支援区分が一定以上である人

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数(人/月)	197	199	205	198	198	198
利用量(人日/月)	3,795	3,791	3,806	3,787	3,787	3,787

自立訓練(機能訓練)

身体に障がいのある人に対して、自立した生活ができるよう、身体機能・生活能力の維持・向上等のために身体的リハビリテーションや歩行訓練などを行います。

主な利用者／一定の支援が必要な身体障がいのある人と難病患者

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数(人/月)	1	2	3	5	8	12
利用量(人日/月)	7	19	5	89	134	201

自立訓練(生活訓練)

知的障がい又は精神障がいのある人に対して、自立した日常生活や社会生活が営めるように、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

主な利用者／一定の支援が必要な知的障がいのある人、精神障がいのある人

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数(人/月)	4	5	5	7	8	10
利用量(人日/月)	74	90	82	132	158	190

宿泊型自立訓練

居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言などを行います。

主な利用者／知的障がいのある人、精神障がいのある人

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数(人/月)	5	5	7	5	5	5
利用量(人日/月)	131	134	169	133	133	133

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

主な利用者／就労を希望する65歳未満の障がいのある人で、通常の事業所に雇用されることが見込まれる人

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数(人/月)	18	15	30	13	12	11
利用量(人日/月)	310	320	292	325	325	325

就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

A型(雇用型)／通常の事業所に雇用されることが困難な人に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供等を行います。

B型(非雇用型)／雇用契約を行わず、就労の機会や生産活動等の場の提供等を行います。

主な利用者／障がいのある人

〈A型(雇用型)〉		利用実績			見込量	
年度		H30	R1	R2	R3	R5
利用者数(人/月)		57	54	69	55	55
利用量(人日/月)		1,092	1,075	1,116	1,107	1,107

〈B型(非雇用型)〉		利用実績			見込量	
年度		H30	R1	R2	R3	R5
利用者数(人/月)		176	207	264	250	303
利用量(人日/月)		2,755	3,180	3,398	3,884	4,699

就労定着支援

一般就労へ移行した障がいのある人の就労によって生じる生活面での課題について、就労の継続を図るために企業や自宅を訪問するなどして、課題解決に向けて必要な連絡調整や指導、助言などを行います。

主な利用者／生活介護や自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用して一般就労へ移行した障がいのある人

	利用実績			見込量		
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数(人/月)	0	3	6	3	7	11

療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

主な利用者／次のいずれかに該当する人

- ① 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障害支援区分が「区分6」の人
- ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がいの人であって、障害支援区分が「区分5」以上の人等

	利用実績			見込量		
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数(人/月)	9	9	9	11	12	13

短期入所(福祉型・医療型)

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

主な利用者／在宅の障がいのある人で、障害支援区分が「区分1」以上か、在宅の障がいのある児童で障害児短期入所「区分1」以上の人

〈短期入所(福祉型)〉	利用実績			見込量		
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数(人/月)	23	24	37	24	24	24
利用量(人日/月)	149	168	91	126	126	126

〈短期入所(医療型)〉	利用実績			見込量		
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数(人/月)	2	4	5	6	6	6
利用量(人日/月)	5	10	27	15	15	15

(3)居住系サービス

自立生活援助

定期的に訪問し、生活に必要な助言や連絡調整を行うとともに、相談や要請がある場合は随時の対応も行います。

主な利用者／障害者支援施設やグループホームなどを利用して、一人暮らしを希望する障がいのある人

	利用実績			見込量		
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数(人/月)	0	0	0	2	2	2

共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。

主な利用者／障害支援区分が「区分1」以上である人

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数(人/月)	83	90	105	103	113	124

施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

主な利用者／障がいのある人(原則として、障害支援区分が一定以上である人)

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数(人/月)	90	89	91	88	88	88

(4)自立支援医療（見込量等は設定しません）

自立支援医療

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

区 分	対 象 者
精神通院医療	精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する人
更生医療	身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた人で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により、確実に効果が期待できる人(18歳以上)
育成医療	身体に障がいをもつ児童で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人(18歳未満)

(5)補装具（見込量等は設定しません）

補装具

障がいのある人が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障がいのある児童が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体機能を補完・代替する用具費を支給します。

主な利用者／補装具を必要とする障がいのある人、障がいのある児童、難病患者など

(6)相談支援

計画相談支援

障害福祉サービスの利用や変更を申請する時に、障がいのある人の心身の状況等を勘案した「サービス等利用計画」を作成し、モニタリングを実施します。

主な利用者／障害福祉サービスの利用を希望する人

	利用実績			見込量		
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者数(人)	502	532	522	544	544	544

地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人について、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

主な利用者／次のいずれかに該当する人

- ① 障害者支援施設や療養介護施設に入所している人
- ② 精神科病院に入院している精神障がいのある人
- ③ 生活保護法で規定する救護施設・更生施設や刑務所・少年刑務所・拘置所・少年院などに入所している障がいのある人

	利用実績			見込量		
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者数(人)	0	0	0	2	2	2

地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がいのある人につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行います。

主な利用者／次のいずれかに該当する人

- ① 居宅において単身であるために緊急時の支援が見込めない人
- ② 居宅において家族が同居している障がいのある人であっても当該家族が障がいや疾病等のため緊急時の支援が見込めない人（障害者支援施設や精神科病院等を退所・退院した人など、地域生活が不安定な人を含む）

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者数(人)	1	0	0	1	1	1

(7)地域生活支援事業（必須事業）

理解促進研修・啓発事業

障がいのある人に対する理解を深めるために、研修会やイベントの開催、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を行います。

主な対象者／すべての市民

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族及び地域住民が自発的に行う活動を支援します。

主な対象者／障がいのある人、その家族など

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

相談支援事業

障がいのある人や、その家族等からの相談に応じて必要な援助を行います。

主な利用者／障がいのある人、その家族など

	利用実績			見込量		
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
障害者相談支援事業 (箇所)	1	1	1	1	1	1
相談支援機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて、または一部について補助を行います。

主な利用者／身寄りのない知的障がいのある人又は精神障がいのある人で、自らの申し立てが困難であり、本人の福祉を図るために後見等開始の審判請求が特に必要であると認められた人

	利用実績			見込量		
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者数(人)	－	0	1	1	1	1

成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、研修の実施、組織体制の構築、専門職による支援体制の構築を行います。

主な利用者／障がいのある人、その家族など

	利用実績			見込量		
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

意思疎通支援事業

窓口に、手話通訳者を設置し、相談を円滑に行うとともに、聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、意思疎通支援者を派遣します。

主な利用者／聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、会話による意思疎通が困難な身体障がいのある人やその家族

〈手話通訳者・要約筆記者派遣事業〉

	利用実績			見込量		
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
派遣件数(件/年)	237	182	107	197	197	197

〈手話通訳者設置事業〉

	利用実績			見込量		
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実設置者数(人)	1	1	1	1	1	1

日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人等に対し、日常生活用具を給付します。

主な利用者／障がいのある人や難病患者等であって、当該用具を必要と認められる人

	利用実績			見込量		
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
介護・訓練支援用具(件/年)	1	5	4	4	4	4
自立生活支援用具(件/年)	15	14	7	14	14	14
在宅療養等支援用具(件/年)	17	21	14	25	27	29
情報・意思疎通支援用具(件/年)	6	8	14	8	8	8
排泄管理支援用具(件/年)	808	805	801	813	813	813
居宅生活動作補助用具(件/年)	2	2	0	3	3	3
合計件数(件/年)	849	855	840	867	869	871

手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進を図るため、手話奉仕員の養成研修を行います。

主な対象者／すべての市民

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
修了者数(人/年)						
初級講座	22	－	－	22	－	22
中級講座	－	9	－	－	9	－

移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がいのある人が、外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をするとき、(ガイド)ヘルパーを派遣し移動の支援を行います。

主な利用者／屋外での移動に困難がある障がいのある人(重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者包括等支援の支給決定を受けていない人)

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者数(人/年)	42	42	31	45	45	45
延べ利用時間数 (時間/年度)	1,201	921	1,013	802	802	802

地域活動支援センター

障がいのある人に、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターを運営します。

主な利用者／障がいのある人

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
箇所数	1	1	1	1	1	1
延べ利用者数(人/年)	1,284	1,473	1,769	1,410	1,410	1,410
平均利用者(人/月)	8	7	7	7	7	7

(8)地域生活支援事業（任意事業）

自動車運転免許取得・改造助成事業

運転免許の取得又は自動車の駆動装置等の一部改造を行うことにより社会参加が見込まれる人に、免許取得費用又は改造に要する費用の一部を助成します。

主な利用者／身体障がいのある人で、一定以上の等級の人

〈自動車運転免許取得費助成事業〉	利用実績			見込量		
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者数(人/年)	1	1	0	1	1	1

〈自動車改造費助成事業〉	利用実績			見込量		
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者数(人/年)	2	2	0	1	1	1

訪問入浴サービス事業

看護師及びヘルパーが乗車した入浴車が、対象者の世帯を訪問し、入浴介護サービスを行います。

主な利用者／自宅での入浴介助や、デイサービスセンターでの入浴サービスを利用することが困難な重度身体障がいのある人

	利用実績			見込量		
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者数(人)	4	2	4	2	2	2

日中一時支援事業(デイサービス)

障害者支援施設等において障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の介護負担の軽減を図ります。

主な利用者／市内に居住する在宅の障がいのある人で、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な人

	利用実績			見込量		
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者数(人)	20	20	25	25	25	25

5. 障害福祉サービス等の見込量の確保に向けて

障害福祉の各種サービスなど、必要な人が利用できるよう見込量の把握に努めるとともに、相談支援に係るニーズの把握に努めます。

また、恵庭市障がい者地域自立支援協議会などのネットワーク機能を活用し、これら障害福祉サービス等の利用実績や障がい福祉制度などに関する情報提供を行い、事業者や関係機関等へフィードバックすることで、事業所開設や新規参入の促進に努めます。

地域生活支援事業については、必要な事業を継続して実施するとともに、地域の障がいのある人の実情に合わせた事業実施に努めます。

障がい福祉計画の取組み状況について（数値計画のみ抜粋）

（１）訪問系サービス （えにわ障がい福祉プラン P51～53）

項目		区分	第 5 期	第 6 期		
			R2	R3	R4	R5
居宅介護	利用者数 (人/月)	計画	66	51	51	51
		実績	69	-	-	-
		計画比	104.5%	-	-	-
	利用時間数 (時間/月)	計画	569	543	543	543
		実績	626	-	-	-
		計画比	110.0%	-	-	-
重度訪問 介護	利用者数 (人/月)	計画	2	1	1	1
		実績	2	-	-	-
		計画比	100%	-	-	-
	利用時間数 (時間/月)	計画	732	799	879	967
		実績	692	-	-	-
		計画比	94.5%	-	-	-
同行援護	利用者数 (人/月)	計画	21	9	8	7
		実績	18	-	-	-
		計画比	85.7%	-	-	-
	利用時間数 (時間/月)	計画	246	122	122	122
		実績	95	-	-	-
		計画比	38.6%	-	-	-
行動援護	利用者数 (人/月)	計画	24	22	26	31
		実績	9	-	-	-
		計画比	37.5%	-	-	-
	利用時間数 (時間/月)	計画	136	58	70	84
		実績	30	-	-	-
		計画比	22.1%	-	-	-
重度障害 者等包括 支援	利用者数 (人/月)	計画	1	1	1	1
		実績	0	-	-	-
		計画比	0%	-	-	-
	利用時間数 (時間/月)	計画	80	80	80	80
		実績	0	-	-	-
		計画比	0%	-	-	-

(2) 日中活動系サービス (えにわ障がい福祉プラン P53～57)

項目		区分	第 5 期	第 6 期		
			R2	R3	R4	R5
療養介護	利用者数 (人/月)	計画	9	11	12	13
		実績	9	-	-	-
		計画比	100%	-	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	273			
		実績	273			
		計画比	100%			
生活介護	利用者数 (人/月)	計画	204	198	198	198
		実績	205	-	-	-
		計画比	100.5%	-	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	3,902	3,787	3,787	3,787
		実績	3,806	-	-	-
		計画比	97.5%	-	-	-
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)	計画	2	5	8	12
		実績	3	-	-	-
		計画比	150%	-	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	8	89	134	201
		実績	5	-	-	-
		計画比	62.5%	-	-	-
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	計画	7	7	8	10
		実績	5	-	-	-
		計画比	71.4%	-	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	82	132	158	190
		実績	82	-	-	-
		計画比	100%	-	-	-
宿泊型自立 訓練	利用者数 (人/月)	計画	6	5	5	5
		実績	7	-	-	-
		計画比	116.7%	-	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	135	133	133	133
		実績	169	-	-	-
		計画比	125.2%	-	-	-

項目		区分	第 5 期	第 6 期		
			R2	R3	R4	R5
就労移行 支援	利用者数 (人/月)	計画	27	13	12	11
		実績	30	-	-	-
		計画比	111.1%	-	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	470	325	325	325
		実績	292	-	-	-
		計画比	62.1%	-	-	-
就労継続 支援 A 型	利用者数 (人/月)	計画	77	55	55	55
		実績	69	-	-	-
		計画比	89.6%	-	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	1,413	1,107	1,107	1,107
		実績	1,116	-	-	-
		計画比	79.0%	-	-	-
就労継続 支援 B 型	利用者数 (人/月)	計画	159	250	275	303
		実績	264	-	-	-
		計画比	166.0%	-	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	2,500	3,884	4,272	4,699
		実績	3,398	-	-	-
		計画比	135.9%	-	-	-
就労定着 支援	利用者数 (人/月)	計画	2	3	7	11
		実績	6	-	-	-
		計画比	300%	-	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	12			
		実績	4			
		計画比	33.3%			
短期入所 (ショート ステイ)	利用者数 (人/月)	計画	28	30	30	30
		実績	37	-	-	-
		計画比	132.1%	-	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	182	141	141	141
		実績	91	-	-	-
		計画比	50.0%	-	-	-

(3) 居住系サービス (えにわ障がい福祉プラン P57～58)

項目		区分	第 5 期	第 6 期		
			R2	R3	R4	R5
自立生活 援助	利用者数 (人/月)	計画	2	2	2	2
		実績	0	-	-	-
		計画比	0%	-	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	12			
		実績	0			
		計画比	0%			
共同生活 援助 (グループ ホーム)	利用者数 (人/月)	計画	82	103	113	124
		実績	105	-	-	-
		計画比	128.0%	-	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	2,332			
		実績	2,891			
		計画比	124.0%			
施設入所 支援	利用者数 (人/月)	計画	102	88	88	88
		実績	91	-	-	-
		計画比	89.2%	-	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	3,005			
		実績	2,622			
		計画比	87.3%			

(6) 相談支援 (えにわ障がい福祉プラン P59～60)

項目		区分	第 5 期	第 6 期		
			R2	R3	R4	R5
計画相談 支援	実利用者数 (人)	計画	633	544	544	544
		実績	522	-	-	-
		計画比	82.5%	-	-	-
地域移行 支援	実利用者数 (人)	計画	3	2	2	2
		実績	0	-	-	-
		計画比	0%	-	-	-
地域定着 支援	実利用者数 (人)	計画	2	1	1	1
		実績	0	-	-	-
		計画比	0%	-	-	-

(7) 地域生活支援事業（必須事業） （えにわ障がい福祉プラン P60～63）

項目		区分	第 5 期	第 6 期		
			R2	R3	R4	R5
成年後見制度 利用支援事業	実利用者 数（人）	計画	1	1	1	1
		実績	1	-	-	-
		計画比	100%	-	-	-
意思疎通支援 事業	実利用者 数（人）	計画	38	延 197	延 197	延 197
		実績	22(延 107)	-	-	-
		計画比	57.9%	-	-	-
	実設置者 数（人）	計画	1	1	1	1
		実績	1	-	-	-
		計画比	100%	-	-	-
日常生活用具						
介護・訓練 支援用具	利用件数 （件）	計画	7	4	4	4
		実績	4	-	-	-
		計画比	57.1%	-	-	-
自立生活 支援用具	利用件数 （件）	計画	27	14	14	14
		実績	7	-	-	-
		計画比	25.9%	-	-	-
在宅療養 支援用具	利用件数 （件）	計画	35	25	27	29
		実績	14	-	-	-
		計画比	40%	-	-	-
情報・意思 疎通支援 用具	利用件数 （件）	計画	16	8	8	8
		実績	14	-	-	-
		計画比	87.5%	-	-	-
排泄管理 支援用具	利用件数 （件）	計画	847	813	813	813
		実績	801	-	-	-
		計画比	94.6%	-	-	-
居宅生活動 作補助用具	利用件数 （件）	計画	1	3	3	3
		実績	0	-	-	-
		計画比	0%	-	-	-
合計	利用件数 （件）	計画	933	867	869	871
		実績	840	-	-	-
		計画比	90.0%	-	-	-

項目		区分	第 5 期	第 6 期		
			R2	R3	R4	R5
手話奉仕員 養成研修 事業	登録者数 (人)	計画	-	22	9	22
		実績	-	-	-	-
		計画比	-	-	-	-
移動支援 事業	実利用者数 (人)	計画	74	45	45	45
		実績	24	-	-	-
		計画比	32.4%	-	-	-
	延べ利用 時間数 (時間/年)	計画	2,545	802	802	802
		実績	387	-	-	-
		計画比	15.2%	-	-	-

(8) 地域生活支援事業 (任意事業) (えにわ障がい福祉プラン P64)

項目		区分	第 5 期	第 6 期		
			R2	R3	R4	R5
自動車運転 免許取得・改 造助成事業	実利用者 数 (人)	計画	5	1	1	1
		実績	0	-	-	-
		計画比	0%	-	-	-
訪問入浴サ ービス事業	実利用者 数 (人)	計画	4	2	2	2
		実績	4	-	-	-
		計画比	100%	-	-	-
日中一時支 援事業 (デイ サービス)	実利用者 数 (人)	計画	14	25	25	25
		実績	25	-	-	-
		計画比	178.6%	-	-	-

【 報 告 事 項 】

(1)えにわ障がい福祉プランの取組状況について

②恵庭市障がい児福祉計画の取組状況

第5章 第2期恵庭市障がい児福祉計画

1. はじめに

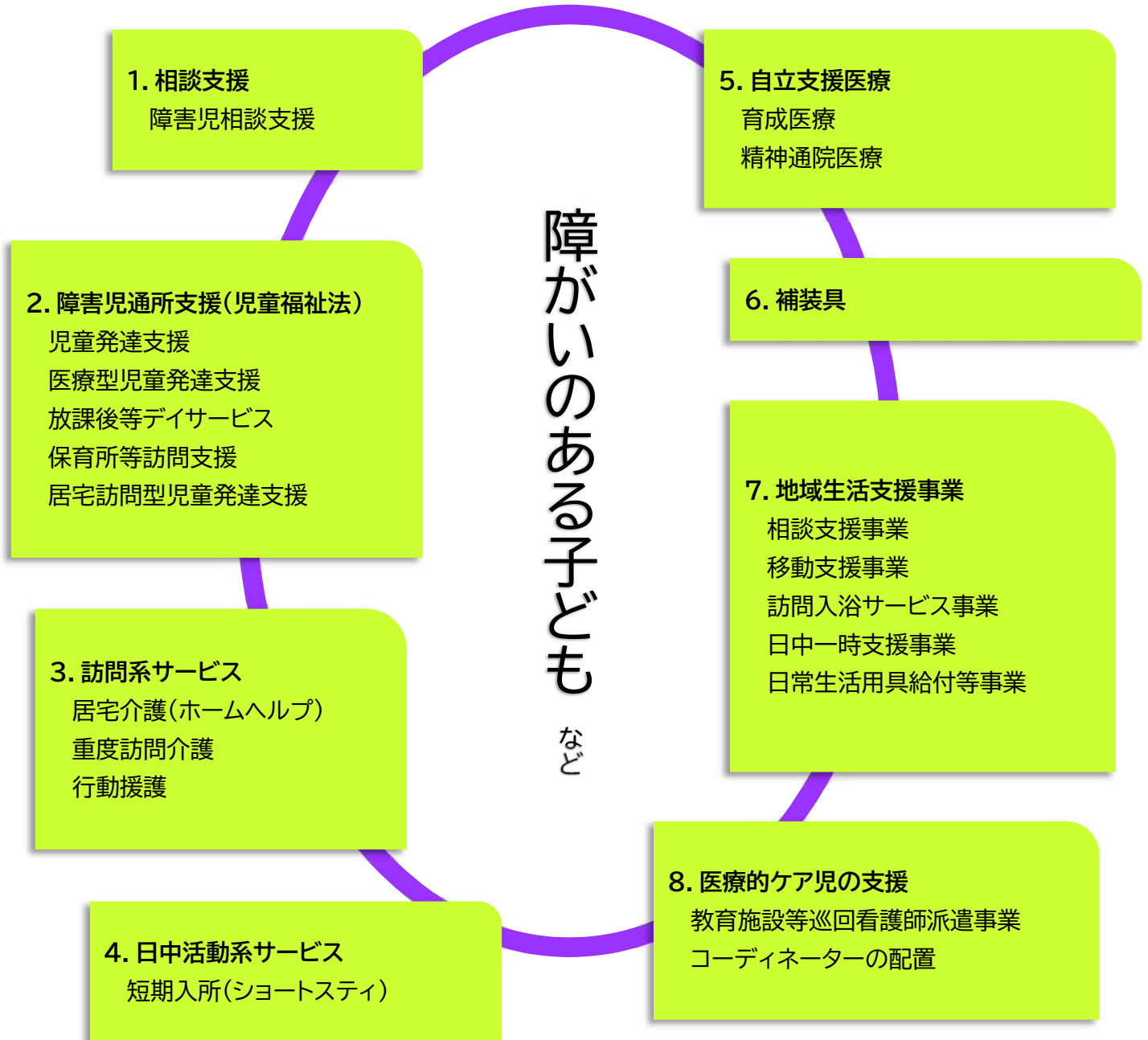
障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20規定に基づき、国が示す基本指針に沿って、「第2期恵庭市障がい児福祉計画」を策定します。

第7期恵庭市障がい者福祉計画の理念を実現するために、障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業に関して、どのように実施していくかを明らかにして、障がい児支援サービス等の各年度における見込量やサービス提供体制の確保方策等を示します。

2. 障がい児支援サービス体系

障がいのある児童に対する支援サービスは、障害者総合支援法及び児童福祉法に定める障がい福祉サービスを表します。これらのサービスは発達が心配な児童や障がいのある児童の療育や生活を支援することを目的に、利用者に対して個別に必要な給付を行う「自立支援給付」と児童福祉法に基づく「障害児通所給付」、市町村の創意工夫により実施する「地域生活支援事業」から構成されています。

■障がい児支援サービス体系■



3. 提供体制の整備

(1) 児童発達支援センター

発達が心配な児童や障がいのある児童が日常生活における基本動作の指導や、自活に必要な知識・技能や集団生活の適応のための訓練を行います。児童発達支援と地域支援（保育所等訪問支援・障害児相談支援）、市内事業者への指導・助言などを行います。

●国の基本指針等

基本指針では、令和5年度末までに少なくとも児童発達支援センターを1カ所以上設置することを目標としています。

●恵庭市

北海道の方針を踏まえ、恵庭市子ども発達支援センターを児童発達支援センターと同等の機能を有する施設として、北海道より児童福祉法の児童発達支援に加え障害児相談支援等の指定を受けるとともに、人材育成や住民啓発等の地域支援を行う地域の中核施設として位置づけられる「市町村中核子ども発達支援センター」の認定を受け、平成31年4月より事業を開始しています。

本市としては、市町村中核子ども発達支援センターである恵庭市子ども発達支援センターにおいて継続実施することとします。

第1期恵庭市障がい児福祉計画【実績値】

項 目	実 績
児童発達支援センター	平成31年4月「恵庭市子ども発達支援センター」が児童発達支援センターと同等の機能を有する施設「市町村中核子ども発達支援センター」として北海道より認定を受け、事業を開始。

第2期恵庭市障がい児福祉計画【目標値】

項 目	目 標
児童発達支援センター	市町村中核子ども発達支援センター継続実施（実施1事業所）

(2)保育所等訪問支援

児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を、発達が心配な児童や障がいのある児童本人とスタッフに行います。

●国の基本指針等

基本指針では、令和 5 年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の整備を目標としています。

●恵庭市

本市においては、市町村中核子ども発達支援センター※²⁴である恵庭市子ども発達支援センターにおいて、継続実施することとします。

第1期恵庭市障がい児福祉計画【実績値】

項 目	実 績
保育所等訪問支援	「恵庭市子ども発達支援センター」にて継続実施。

第2期恵庭市障がい児福祉計画【目標値】

項 目	目 標
保育所等訪問支援	継続実施(実施1事業所)

(3)重症心身障がい児の支援

重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの通所支援サービスを行います。

●国の基本指針等

基本指針では、令和 5 年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも 1 カ所確保することを目標としています。

●恵庭市

本市においては、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所 1 カ所にて継続して実施します。

1期恵庭市障がい児福祉計画【実績値】

項 目	実 績
重症心身障がい児の支援	「楡の会 ポンペエにわ」にて継続実施

第2期恵庭市障がい児福祉計画【目標値】

項 目	実 績
重症心身障がい児の支援	継続実施(実施1事業所)

(4)医療的ケア児支援の協議体制づくり

●国の基本指針等

基本指針では、令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーター※²⁵を配置することを目標としています。

●恵庭市

平成30年に医療的ケア児の協議の場として、恵庭市障がい者地域自立支援協議会の専門プロジェクト恵庭市医療的ケア児支援協議会(通称「いーえむネット」)を設置しました。本市においては「いーえむネット」を継続して設置します。

また、医療的ケア児に対する支援については、関係機関等と調整し、個々の発達段階に応じた支援を提供するためにコーディネーターを配置します。

第1期恵庭市障がい児福祉計画【実績値】

項 目	目 標
医療的ケア児支援の協議の場	平成30年医療的ケア児の協議の場(通称「いーえむネット」)を設置。継続設置。

第2期恵庭市障がい児福祉計画【目標値】

項 目	目 標
医療的ケア児支援の協議の場	継続して設置
コーディネーターの配置	令和5年度末までに配置

4. 障がい児福祉サービス等の実施状況及び見込量

計画期間における障害福祉サービス等の利用実績を分析し、各年度における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の事業区分ごとの必要な見込量を定めます。

(1) 相談支援

障害児相談支援

発達が心配な児童や障がいのある児童が障害児通所支援等を利用する時に、心身の状況や環境、保護者の意向等を考慮し「障害児支援利用計画」を作成し、通所支援開始後は一定期間ごとに利用計画が適切かモニタリングを行い見直し等の援助を実施します。

主な利用者／障害児通所支援を利用するすべての児童

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者数(人)	239	275	298	319	352	388

(2) 障害児通所支援

児童発達支援

通所施設において、児童への日常生活における基本的動作の指導や知識・技能、集団生活への適応のための訓練等を行います。

主な利用者／発達が心配な就学前の児童、障がいのある就学前の児童

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数(人/月)	106	129	149	151	169	190
利用量(人日/月)	428	512	452	591	659	734

医療型児童発達支援

通所施設において児童への日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練及び医療機関と連携した治療を行います。

主な利用者／肢体や体幹機能の障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数(人/月)	0	0	0	1	2	2
利用量(人日/月)	0	0	0	2	4	4

放課後等デイサービス

通所施設において放課後又は夏休み等の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう必要な支援を行います。

主な利用者／就学している障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数(人/月)	130	146	164	171	187	205
利用量(人日/月)	1,327	1,436	1,505	1,614	1,723	1,839

保育所等訪問支援

発達が心配な児童や障がいのある児童が日常通っている保育所等を専門職員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援やスタッフへの助言などを行います。

主な利用者／集団生活を行う施設(保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校など)に通う発達が心配な児童、障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数(人/月)	3	6	4	10	10	11
利用量(人日/月)	3	4	4	6	6	8

居宅訪問型児童発達支援

障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

主な利用者／重症心身障がい児など重度の障がいのある児童等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童

年度	実績			見込量		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数(人)	-	-	0	1	1	1
利用量(人日/月)	-	-	0	2	2	2

(3)訪問系サービス

居宅介護(ホームヘルプ)

居宅で、入浴、排せつ、食事の介護や調理、掃除等の家事援助、並びに生活等に関する相談及び助言を行います。

主な利用者／障害支援区分が「区分1」以上に相当する障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数(人)	7	6	6	6	5	5
利用時間数(時間/月)	58	46	27	41	38	38

重度訪問介護

重度の肢体不自由児、又は重度の知的・精神障がいにより常に介護を必要とする児童に対し、居宅で身体介護や生活援助、及び移動中の介護を総合的に行います。

主な利用者／障害支援区分が「区分4」以上に相当し、下記のいずれかに該当する障がいのある児童

- ① 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている児童
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である児童

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数(人/月)	2	0	0	1	1	1
利用時間数(時間/月)	33	0	0	14	14	14

行動援護

行動上の困難があり常時介護が必要な場合に、危険を回避するための必要な援護、外出介護を行います。

主な利用者／障害支援区分が「区分3」以上に相当する知的障がい又は精神障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数(人)	0	0	0	0	0	1
利用時間数(時間/月)	0	0	0	0	0	12

(4)日中活動系サービス**短期入所(ショートステイ)**

家族などの介護者の理由(疾病・出産・冠婚葬祭・学校等の公的行事及び旅行等)により、施設に短期間、入所することができます。

主な利用者／在宅で障害児短期入所「区分1」以上に相当する障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数(人/月)	13	17	11	18	20	24
利用量(人日/月)	37	31	35	30	32	36

(5)自立支援医療 (見込量等は設定しません)**自立支援医療**

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

区 分	対 象 者
育成医療	身体に障がい有する児童で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人(18歳未満)
精神通院医療	精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する人

(6)補装具 (見込量等は設定しません)**補装具**

障がいのある児童が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体機能を補完・代替する用具費を支給します。

主な利用者／補装具を必要とする障がいのある児童

(7)地域生活支援事業

移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がいのある児童が、外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をするとき、(ガイド)ヘルパーを派遣し移動の支援を行います。

主な利用者／屋外での移動に困難がある障がいのある児童(身体障がい、知的障がい、精神障がいがあり、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者包括等支援の支給決定を受けていない児童)

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者数(人/年)	10	9	7	7	7	7
延べ利用時間数 (時間/年)	979	987	625	979	979	979

訪問入浴サービス事業

看護師及びヘルパーが乗車した入浴車が対象者の世帯を訪問し、入浴介護サービスを行います。

主な利用者／自宅での入浴介助や、デイサービスセンターでの入浴サービスを利用することが困難な重度身体障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者数(人)	1	1	1	1	1	1

日中一時支援事業

障害者支援施設等において障がいのある児童の日中における活動の場を確保し、障がいのある児童の家族の就労支援及び障がいのある児童等を日常的に介護している家族の介護負担の軽減を図ります。

主な利用者／日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な、市内に居住する在宅の障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者数(人)	6	11	6	13	13	14

日中一時支援事業(重度心身入浴型)

日中一時支援事業として、特殊浴槽及び寝台車両等の設備を有する事業所により入浴サービス等を提供し、家族の介護負担の軽減を図ります。

主な利用者／自宅での入浴が困難な重度身体障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者数(人)	6	6	5	6	6	6

日常生活具給付等事業(見込量等は第6期障がい福祉計画に含む)

重度障がいのある児童に対し、日常生活用具を給付します。

主な利用者／原則として、在宅の身体障がいのある児童・知的障がいのある児童・難病患者等であって、当該用具を必要と認められる児童

(8)医療的ケア児の支援

教育施設等巡回看護師派遣事業

教育施設等(保育所、幼稚園、認定こども園、学童クラブ、小学校、中学校)において巡回する看護師による医療的ケアを行います。

主な利用者／教育施設等において医療的ケアが必要な児童

年度	利用実績			見込量		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者数(人)	3	5	3	6	6	7

コーディネーターの配置

医療的ケア児に対する支援について関係機関等と調整し、個々の発達段階に応じた支援を提供するためにコーディネーターを配置します。

主な利用者／医療的ケアが必要な児童

年度	見込量		
	R3	R4	R5
コーディネーターの配置人数(人)	1	1	2

5. 障害福祉サービス等の見込量の確保に向けて

障害福祉サービス及び障害児通所支援の各種サービスなど、必要な人が利用できるよう見込量の把握に努めるとともに、相談支援に係るニーズの把握に努めます。

また、恵庭市障がい者地域自立支援協議会や恵庭市医療的ケア児支援協議会などのネットワーク機能を活用し、情報交換等を行うことで、各サービスの円滑な実施に努めます。

地域生活支援事業については、必要な事業を継続して実施するとともに、地域の障がいのある児童の実情に合わせた事業実施に努めます。

障がい児福祉計画の取組み状況について（数値計画のみ抜粋）

（１）相談支援 （えにわ障がい福祉プラン P41）

項目		区分	第 1 期	第 2 期		
			R2	R3	R4	R5
障がい児 相談支援	実利用者数 (人)	計画	290	319	352	388
		実績	298	-	-	-
		計画比	102.8%	-	-	-

（２）障害児通所支援 （えにわ障がい福祉プラン P41）

項目		区分	第 1 期	第 2 期		
			R2	R3	R4	R5
児 童 発 達 支 援	利用者数 (人/月)	計画	134	151	169	190
		実績	149	-	-	-
		計画比	111.2%	-	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	531	591	659	734
		実績	452	-	-	-
		計画比	85.1%	-	-	-
医 療 型 児 童 発 達 支 援	利用者数 (人/月)	計画	0	1	2	2
		実績	0	-	-	-
		計画比	100%	-	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	0	2	4	4
		実績	0	-	-	-
		計画比	100%	-	-	-
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	利用者数 (人/月)	計画	156	171	187	205
		実績	164	-	-	-
		計画比	105.1%	-	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	1,512	1,614	1,723	1,839
		実績	1,505	-	-	-
		計画比	99.5%	-	-	-
保 育 所 等 訪 問 支 援	利用者数 (人/月)	計画	10	10	10	11
		実績	4	-	-	-
		計画比	40%	-	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	6	6	6	8
		実績	4	-	-	-
		計画比	66.7%	-	-	-

(3) 訪問系サービス (えにわ障がい福祉プラン P44)

項目		区分	第 1 期	第 2 期		
			R2	R3	R4	R5
居宅介護	利用者数 (人/月)	計画	6	6	5	5
		実績	6	-	-	-
		計画比	100%	-	-	-
	利用時間数 (時間/月)	計画	41	41	38	38
		実績	27	-	-	-
		計画比	65.9%	-	-	-
重度訪問介護	利用者数 (人/月)	計画	1	1	1	1
		実績	0	-	-	-
		計画比	0%	-	-	-
	利用時間数 (時間/月)	計画	14	14	14	14
		実績	0	-	-	-
		計画比	0%	-	-	-
行動援護	利用者数 (人/月)	計画	0	0	0	1
		実績	0	-	-	-
		計画比	100%	-	-	-
	利用時間数 (時間/月)	計画	0	0	0	12
		実績	0	-	-	-
		計画比	100%	-	-	-

(4) 日中活動系サービス (えにわ障がい福祉プラン P45)

項目		区分	第 1 期	第 2 期		
			R2	R3	R4	R5
短期入所 (ショートステイ)	利用者数 (人/月)	計画	15	18	20	24
		実績	11	-	-	-
		計画比	73.3%	-	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	24	30	32	36
		実績	35	-	-	-
		計画比	145.8%	-	-	-

(7) 地域生活支援事業 (えにわ障がい福祉プラン P46～47)

項目		区分	第 1 期	第 2 期		
			R2	R3	R4	R5
移動支援事業	実利用者数 (人/年)	計画	7	7	7	7
		実績	7	-	-	-
		計画比	100%	-	-	-
	延べ利用時間数 (時間/年)	計画	979	979	979	979
		実績	625	-	-	-
		計画比	63.8%	-	-	-
訪問入浴サービス事業	実利用者数 (人)	計画	1	1	1	1
		実績	1	-	-	-
		計画比	100%	-	-	-
日中一時支援事業	実利用者数 (人)	計画	12	13	13	14
		実績	6	-	-	-
		計画比	50%	-	-	-
日中一時支援事業(重度心身入浴型)	実利用者数 (人)	計画	6	6	6	6
		実績	5	-	-	-
		計画比	83.3%	-	-	-

(8) 医療的ケア児の支援 (えにわ障がい福祉プラン P47)

項目		区分	第 1 期	第 2 期		
			R2	R3	R4	R5
教育施設等 巡回看護師 派遣事業	実利用者数 (人)	計画	6	6	6	7
		実績	3	-	-	-
		計画比	50%	-	-	-

【 報 告 事 項 】

(2)障がい福祉施策における重点事項について

①農福連携事業について

令和3年度 農福連携 年間スケジュール

月	項目			催し物
	農福連携の実践	普及イベント	発行物	
4月	農福連携（農家×事業所）	普及イベント企画・実施（収穫体験会、研修会等を想定）	事例集追加素材収集	
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月			事例集編集	2月中 農福連携ネットワーク会議
3月			発行	

参加費
無料



令和3年度

恵庭市農福連携収穫体験会



農業×福祉の現場を



体験してみよう！！



日時

令和3年7～9月頃
平日 AM 10時～12時頃

※参加希望日に合わせて調整します。

会場

(公財)道央農業振興公社

内容

収穫、選果、その他農作業 等

対象

農福連携に興味のある福祉事業所職員、
利用者、地域農業者 等

申込み

申込用紙に必要事項をご記入の上、
下記事務局までご提出ください。

問合せ

恵庭市農福連携による障がい者等就労促進ネットワーク事務局
恵庭市保健福祉部障がい福祉課
〒061-1498 恵庭市京町1番地
☎0123-33-3131 (内 1215)



興味のある方は気軽にお問い合わせ
ください(^^)

感染症対策等へのご協力をお願いします。(詳しくは参加申込書の「注意事項」をご覧ください。)

共催

道央地域農福連携推進連絡協議会
恵庭市農福連携による障がい者等就労促進ネットワーク



令和3年度 恵庭市農福連携収穫体験会参加申込書

連絡先	ふりがな	
	氏 名	
	勤務先	
	電話番号	
参加者	いずれかに○をしてください。	氏 名
	職員 ・ 利用者 ・ その他 ()	
	職員 ・ 利用者 ・ その他 ()	
	職員 ・ 利用者 ・ その他 ()	
	職員 ・ 利用者 ・ その他 ()	
	職員 ・ 利用者 ・ その他 ()	

※長靴、軍手、タオル、マスクや飲み物等については各自ご用意ください。

参加希望日（複数記入可）	例) 8月5日（月）～8月9日（金）、8月14日（水）
--------------	-----------------------------

※記入いただいた希望日について事務局で調整し、実施日をお知らせいたします。

※ご希望に添えない場合もございますので、ご了承ください。

特記事項 (配慮が必要なこと等ございましたらご記入ください。)	
------------------------------------	--

注 意 事 項
・体調不良（37度以上の発熱等）がある場合は参加をご遠慮ください。 ・原則マスクを着用してください。（熱中症の心配がある場合は外していただいても構いません。） ・作業前後の手指消毒にご協力ください。 ・作業中はこまめに水分補給をこころがけてください。 ・作業中に体調が悪くなった場合はすぐに職員にお申し出ください。 ・安全に作業していただくため、職員の指示に従ってください。

申 込 み 先
恵庭市農福連携による障がい者等就労促進ネットワーク事務局 (恵庭市保健福祉部障がい福祉課) F A X 0123-32-1155 Email: syougaifukushi@city.eniwa.hokkaido.jp 必要事項を記入のうえ送信してください。

【 報 告 事 項 】

(2)障がい福祉施策における重点事項について

- ②恵庭市手話言語条例による施策を推進するための
具体的取組について

恵庭市手話言語条例による施策を推進するための具体的取り組み

恵庭市では、手話が言語であるとの認識の下、手話に対する理解の促進及び手話の普及に努め、手話を日常的に使用できる環境を整えることにより、ろう者を含む全ての市民がお互いに尊重し、人と人とがつながり、共生できるまちえにわを目指し、恵庭市手話言語条例第3条及び第7条の規定に基づき、次のとおり施策を推進するための具体的取り組みを定めます。施策の推進にあたっては、ろう者及び関係する市民を含め、取り組み状況の把握及び評価を行っていきます。

1. 手話に対する理解の促進及び手話の普及に努めます（条例第7条第1項第1号）

【具体的取り組み】

- ・広報紙、ホームページ、facebook 等を利用した啓発活動の実施
- ・パンフレット等を活用した啓発活動の実施
- ・全市民向けイベントの実施
- ・学校教育における手話への理解の促進に対する取り組み
- ・企業・一般向け手話出前講座の実施

2. 手話による意思の疎通及び情報の取得をしやすい環境づくりを図ります（条例第7条第1項第2号）

【具体的取り組み】

- ・手話通訳者の派遣事業の実施
- ・市職員向け手話講習会の実施
- ・消防職員向け救急要請対応手話講習会の実施
- ・意思疎通支援広域派遣事業における北海道との連携

3. 手話通訳者の確保、養成等に努めます（条例第7条第1項第3号）

【具体的取り組み】

- ・専任手話通訳者の設置
- ・手話奉仕員養成講座の実施
- ・登録手話通訳者推薦試験の実施
- ・登録手話通訳者研修の実施
- ・登録手話通訳者頸肩腕健診の受診機会の提供
- ・手話通訳者養成講座受講者に対する助成
- ・手話奉仕員養成講師研修会受講者に対する助成

4. その他、恵庭市手話言語条例の目的を達成するために必要な施策を展開します（条例第7条第1項第4号）

【具体的取り組み】

- ・1から3までに定めるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策の推進

令和3年度 恵庭市手話言語条例による施策を推進するための具体的取組 年間スケジュール

月	手話に対する理解の促進 及び手話の普及 (条例第7条第1項第1号)	手話による意思の疎通及び 情報の取得をしやすい環境づくり (条例第7条第1項第2号)	手話通訳者の確保、養成等 (条例第7条第1項第3号)
4月			・専任手話通訳者の設置(通年) ・4月6日手話通訳者要約筆記者合同会議①
5月		・5月10日千歳聴力障害者協会との懇談会 ・5月19日 石狩振興局地区専任手話通訳者連絡 会議① (石狩振興局) 中止	
6月		検討中	・6月1日 手話通訳者連絡会議② オンライン会議 検討中
7月		・7月〇日 消防職員向け救急要請対応手話講習 ・7月21日 石狩振興局地区専任手話通訳者連絡 会議② (千歳)	・7月6日 登録手話通訳者研修会① ・7月6日 要約筆記者連絡会議②
8月			
9月	・9月23日 手話言語の国際デー 広報紙等を利用した啓発 活動	・9月15日 石狩振興局地区専任手話通訳者連絡 会議③ (石狩)	・9月7日 手話通訳者連絡会議③
10月	・「恵庭市手話言語条例」 制定に伴う職員アンケート の実施		10月〇日 登録者研修会② 10月14日・15日 全道ろうあ者相談員・専任手話通訳者 研修会
11月		・11月17日 石狩振興局地区専任手話通訳者連絡 会議④ (札幌)	・11月〇日 要約筆記者連絡会議③
12月			・12月〇日 手話通訳者連絡会議④
1月		・1月19日 石狩振興局地区専任手話通訳者連絡 会議⑤ (北広島)	
2月			・2月〇日 手話奉仕員養成講師研修会受講者に対する 助成
3月		・3月16日 石狩振興局地区専任手話通訳者連絡 会議⑥ (江別)	

パンフレット等を活用した啓発活動の実施 随時

出前講座(一般向け)の実施 随時

出前講座(学校向け)の実施 随時

市職員向け手話講座の実施

手話通訳者の派遣事業の実施 随時

手話通訳者養成講座受講者に対する助成

経路腕健診の受診機会の提供

【 報 告 事 項 】

(2)障がい福祉施策における重点事項について

③障がい者差別解消法及び障がい理解の普及事業
について

令和3年度 差別解消法及び障がい理解の普及事業 年間スケジュール

月	差別解消法の普及	障がい理解の普及
4月		・4月2日 世界自閉症啓発デー（広報誌・ポスター掲示による啓発） ・4月2～8日 発達障害啓発週間（広報誌・ポスター掲示による啓発）
5月	・5月17日 差別解消法新人職員研修	
6月	・6月16日 自立支援協議会差別解消支援地域協議会（書面開催）	
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		・12月〇日 障がい理解促進講演会 ・12月3～9日 障害者週間（広報誌・ポスター掲示による啓発）
1月		
2月		
3月	・3月〇日 差別解消新任管理職研修	

（差別に関する相談等の情報の共有（随時））

自立支援協議会理解促進部会 協議

（ヘルプマークの配布（随時））